

区画整理だより

【発行元】 熊本県球磨地域振興局土木部
 【発行日】 令和5年11月22日(水)

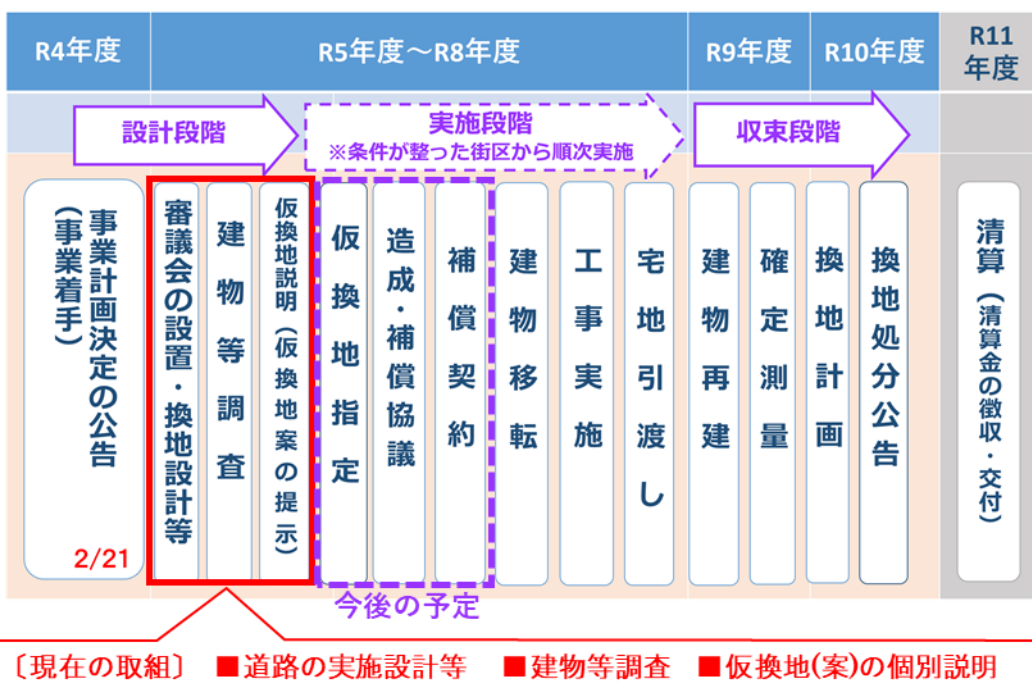
Vol. 6

日頃より、青井被災市街地復興土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和5年11月16日(木)に、第4回土地区画整理審議会(以下「第4回審議会」という。)を開催しました。今回の区画整理だよりでは、この審議会での「第1期仮換地(案)等に関する審議内容」、及び「事業計画の変更(案)」について、お届けします。

1 事業の進捗

現在、換地設計や道路の実設計等の結果をとりまとめ、造成・補償協議等の準備を進めています。



2 第4回審議会 開催 (非公開)

令和5年11月16日(木)、球磨総合庁舎寺町別館において、第4回審議会を開催し、以下の事項について諮問を行い、原案のとおり決定する答申を受けました。

【審議内容】

- 1 特別の宅地の措置について(同意事項)
- 2 第1期仮換地(案)について(意見聴取事項)
- 3 仮換地指定の軽微な変更等に関する取扱いについて(同意事項)



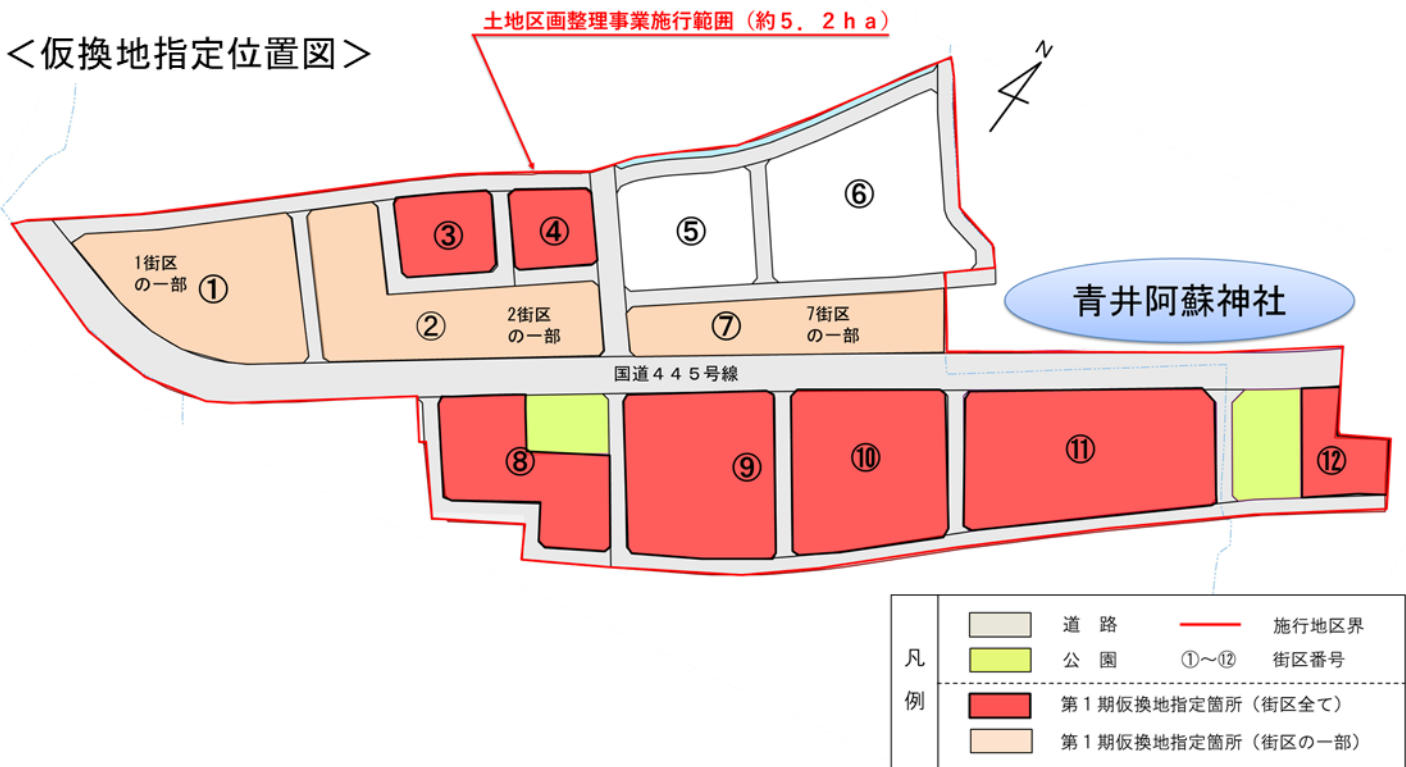
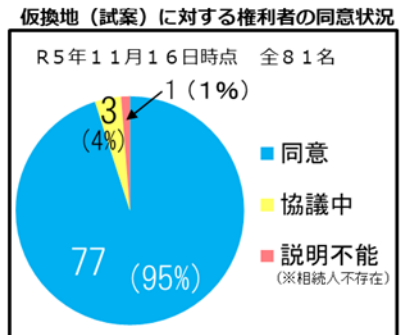
3 第1期仮換地指定について

第3回審議会(9月7日)後、権利者の皆様へ仮換地試案について個別に説明を行い、その結果を踏まえ、第1期仮換地(案)を作成しました。

第4回審議会の答申を受け、**年内に第1期となる仮換地指定を行います。**

仮換地指定 概要		
項目	指定する画地数	指定が完了する街区数
地区全体	107画地	12街区
第1期仮換地指定	72画地 [※] (67.3%)	7街区 (58.3%)

※ 第1期仮換地指定予定権利者については全て同意済み



～ 仮換地指定とは? ～

① 指定の定義

施行者(熊本県)が道路などの工事を行うために、従前の土地にかわり使用収益[※]することができる新たな土地を指定する行政処分です。

② 指定に伴う影響

ア 従前地の使用収益停止

仮換地指定が行われると従前地は使用収益が停止となり、施行者(熊本県)の管理地となります。

イ 建物等の移転

建物や工作物等が工事の支障となる場合は、移転(建替え、曳家等)や除却が必要となります。

※使用収益とは、その土地を使用し、またその土地によって利益等を得ることをいいます。

実態的には、仮換地指定後すぐに従前地が使用できなくなることはありません。

今後、移転等が必要となる方には、個別に移転時期や補償内容の協議を進めさせていただきます。

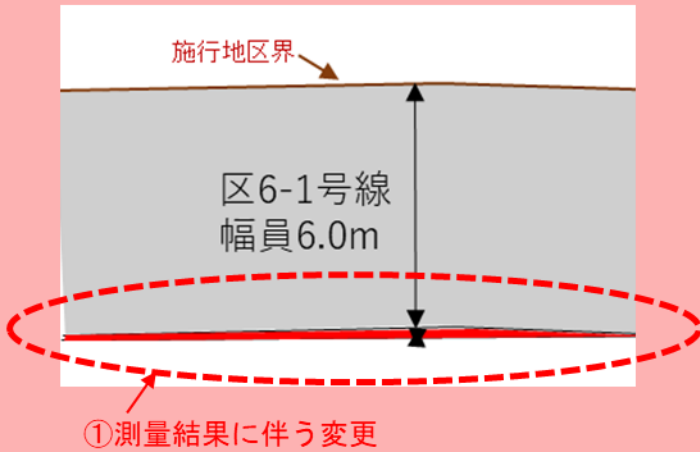
4 事業計画の変更(案)について

これまで施行地区内の測量を行うとともに、青井復興まちづくり推進委員会等の意見を踏まえ、道路や水路等の実施設計を進めて参りました。その結果、道路や水路等の計画に変更が生じたため、事業計画の変更を行います。

なお、変更に関係する権利者の皆様には、個別にご説明に伺う予定ですので、よろしくお願いします。(※なお、今回の変更は第1期の仮換地指定に影響を及ぼしません。)

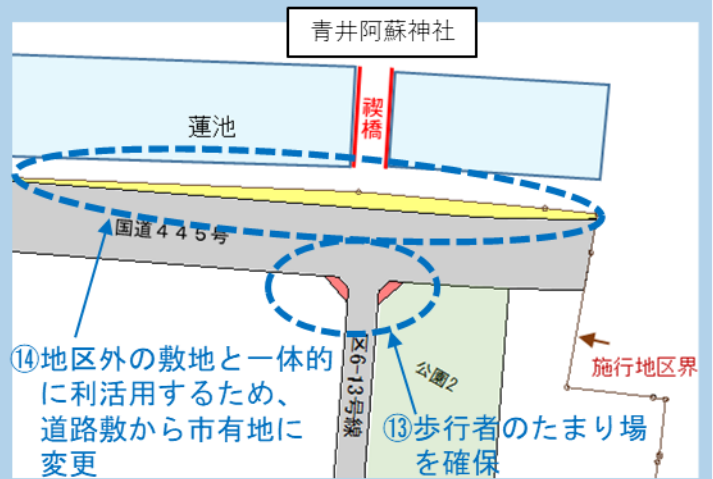
■測量結果による変更(①~⑫)
道路設計のために実施した測量の結果、線形に微修正が生じたため変更します。

※変更箇所の代表事例



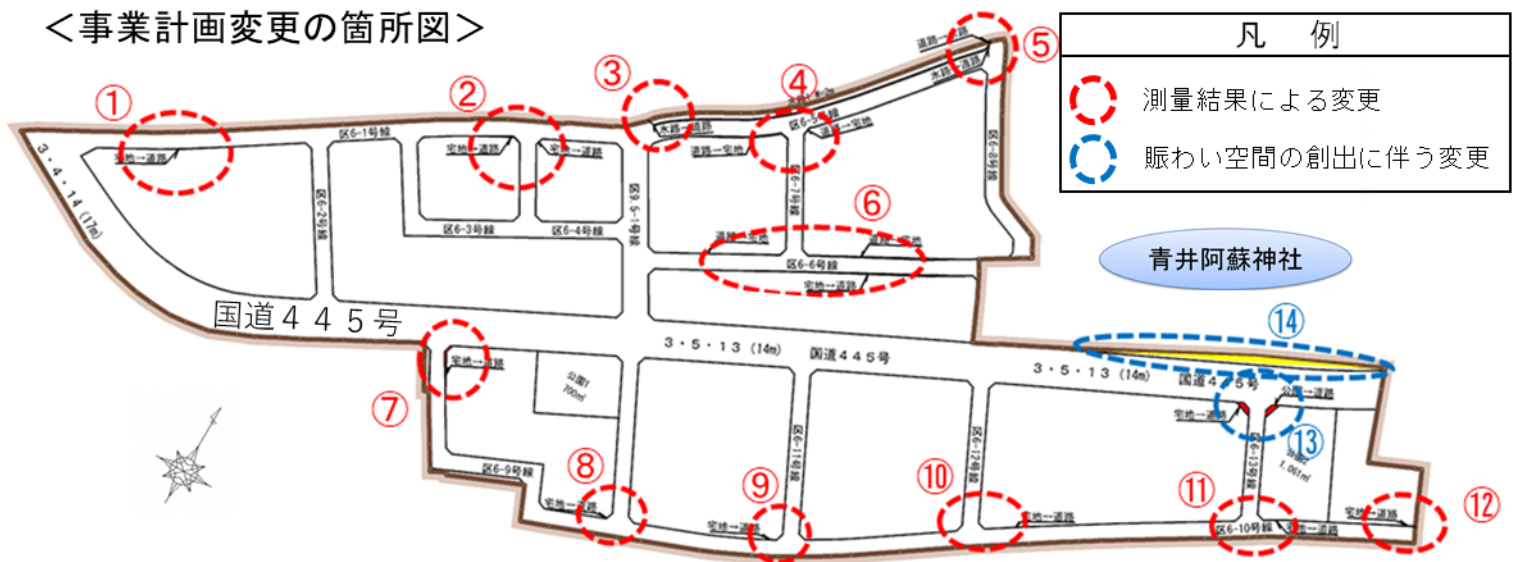
凡 例	
	施行地区界
	道路を追加する区域

■賑わい空間の創出に伴う変更(⑬, ⑭)
⑬歩行者のたまり場を確保するための変更
⑭国道445号の道路敷の一部について、地区外の敷地と一体的に利活用できるように市有地へ変更します。



凡 例	
	施行地区界
	道路を追加する区域
	道路を削除する区域

<事業計画変更の箇所図>



凡 例	
	測量結果による変更
	賑わい空間の創出に伴う変更

5 事業計画変更(案)の縦覧及び意見書提出について

事業計画変更案の縦覧について

事業計画変更(案)の図書一式について、次のとおり縦覧します。縦覧を希望される方は縦覧場所に変更図書をご覧いただけます。(土地地区画整理法第55条第13項において準用する同条第1項)

◆縦覧場所

- 人吉市 復興建設部 市街地復興課(人吉市西間下町7-1)
- 熊本県 球磨地域振興局 土木部 まちづくり工務課(人吉市寺町12-1)
- 熊本県 土木部 道路都市局 都市計画課(熊本市中央区水前寺6丁目18-1)

◆縦覧期間

令和5年11月29日(水曜日)～令和5年12月12日(火曜日)
(土曜日、日曜日を含みます)

◆縦覧時間

午前8時30分～午後5時15分

◆縦覧に関するお問い合わせ先

- | | | |
|------|----------------------|-----------------|
| ○人吉市 | 復興建設部 市街地復興課 | 電話:0966-22-2152 |
| ○熊本県 | 球磨地域振興局 土木部 まちづくり工務課 | 電話:0966-24-4250 |
| ○熊本県 | 土木部 道路都市局 都市計画課 | 電話:096-333-2526 |

事業計画変更案の意見書提出について

事業計画変更の内容について意見がある利害関係者※は、熊本県知事に意見書を提出することができます。(土地地区画整理法第55条第13項において準用する同条第2項)

◆意見書の提出方法

①持参の場合

[場所] 縦覧場所と同じ

[期間] 令和5年11月29日(水曜日)～令和5年12月26日(火曜日)
(土曜日、日曜日を含みます)

[時間] 午前8時30分～午後5時15分

②郵送またはメール等の場合

[送付(信)先] 熊本県土木部道路都市局都市計画課

住所:〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18-1

電話:096-333-2526 FAX:096-387-1152

E-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

[期間] 令和5年11月29日(水曜日)～令和5年12月26日(火曜日)

[時間] メール及びファックスを送信される場合:午後5時15分まで
郵送される場合:令和5年12月26日(火曜日) 消印有効

③意見書の記載事項

意見書は定められた様式はありませんが、次のア～イの各事項を記載してください。

ア 意見書提出者の住所、氏名、連絡先及び作成日

イ 意見書提出の対象である事業計画(案)の名称

(名称)人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画変更(案)

ウ 事業計画変更(案)に対する意見

エ 口頭意見陳述申出の有無 (例)口頭意見陳述の申し出を行います(又は行いません)。

※(利害関係者)
施行地区の土地や、施行地区周辺の事業に
関係ある土地について所有権等を有する者

◆お問い合わせ先

熊本県球磨地域振興局土木部 まちづくり工務課、まちづくり用地課

住所:人吉市寺町12-1 球磨総合庁舎寺町別館

電話:0966-24-4250(直通)

ホームページ:<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kennan/164736.html>

